

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 3月24日
【届出者の氏名又は名称】	JWDホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	JWDホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、JWDホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本風力開発株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本風力開発株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

平成19年6月25日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成21年6月23日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成22年10月14日から平成32年10月13日までとされているもの。以下「第5回新株予約権」といいます。）

平成21年6月23日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成24年1月30日から平成31年1月29日までとされているもの。以下「第6回新株予約権」といいます。）

平成26年2月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成26年3月3日から平成28年3月2日までとされているもの。以下「第7回新株予約権」といいます。）（注）

平成26年2月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成26年3月3日から平成28年3月2日までとされているもの。以下「第8回新株予約権」といい、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権と併せて、「本新株予約権」といいます。）

- （注） 公開買付者及び対象者は、本公開買付に関連する決議・決定等の手続きを平成27年3月23日の午前8時までにを行い、同日午前8時15分に対象者プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（公開買付者のプレスリリース「日本風力開発株式会社株券等（証券コード2766）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を含みます。）を公表しており、公開買付者は、当該プレスリリースで、本公開買付けの買付け等の目的及び買付条件等を開示しております。対象者によれば、上記公表後に第7回新株予約権は、その保有者により全て権利行使がなされ（以下「本公表後第7回新株予約権行使」といいます。）、平成27年3月23日現在で第7回新株予約権は残存していないとのことですが、上記のとおり、本公開買付に関連する決議・決定等の手続きは、本公表後第7回新株予約権行使前に完了していたため、本書の内容については、原則として、本公表後第7回新株予約権行使が行われる前の状況（第7回新株予約権が残存している状況）に基づいて作成しております。

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の発行済みの普通株式及び新株予約権の全てを所有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成27年2月に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、対象者の代表取締役社長である塚脇正幸（以下「塚脇氏」といいます。）及びBain Capital Partners, LLCが投資助言を行う投資ファンドが発行済株式の全てを保有する株式会社BCJ-23（以下「BCJ-23」といいます。）が、その普通株式に係る議決権の50%をそれぞれ保有しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者の普通株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本取引は、塚脇氏が買付者として関与するいわゆるマネジメント・パイアウト（MBO）（注1）に該当するものであり、塚脇氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

また、公開買付者に対して塚脇氏と共同して出資するBain Capital Partners, LLC及びそのグループ（以下、総称して「バインキャピタル」といいます。）は全世界で総額約800億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては平成18年に東京拠点を開設して以来、約30名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めています。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しています。日本においてはジュピターショップチャンネル、すかいらーく、大江戸温泉物語、ドミノピザ・ジャパン、ベルシステム24など10社に対して、そしてグローバルでは昭和59年の設立以来300社超に対しての投資実績を有しております。

- （注1） マネジメント・パイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を議決権比率基準株式数（注2）の3分の2に相当する株式数（単元未満株式である100株未満を切り上げ）である11,198,400株に設定しており、応募株券等の合計数

が11,198,400株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 議決権比率基準株式数とは、対象者が平成27年2月12日に提出した「平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成27年3月期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(16,006,000株)に、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に行使される可能性がある公開買付者が合理的に判断した新株予約権(対象者が平成26年6月20日に提出した第15期有価証券報告書(以下「対象者第15期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成26年3月31日現在の第5回新株予約権(10個)及び対象者が平成26年12月1日付けで公表した「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に関するお知らせ」に記載された第7回新株予約権(7,905個。以下、併せて「下限算定対象新株予約権」といいます。)(注3)の目的となる対象者普通株式の数(合計791,500株)を加えた株式数(16,797,500株)をいいます。以下同じです。なお、対象者によれば、第5回新株予約権(10個)及び第7回新株予約権(7,905個)の数は、平成26年12月31日現在変動はなかったとのことです。また、対象者によれば、第7回新株予約権は平成27年1月1日以降も行使され、平成27年3月23日現在その個数は0個とのことです(詳細は、下記「第5 対象者の状況」の「6 その他」の「(2) 第7回新株予約権の行使」をご参照下さい。)、対象者の発行済みの普通株式数については対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(16,006,000株)を基準としており、第7回新株予約権の行使により増加した対象者の普通株式数については当該株式数に加算しておりませんので、第7回新株予約権についても平成26年12月31日現在の7,905個を基準として計算しています。以下同様です。

(注3) 本新株予約権のうち下限算定対象新株予約権以外の新株予約権については、いずれもその行使価格(第4回新株予約権:2,262円、第6回新株予約権:2,537円、第8回新株予約権:814円)が、本公開買付けの普通株式についての買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)(580円)を上回っているため、公開買付者としては、公開買付期間中に行使されることはない想定しております。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、塚脇氏から、平成27年3月23日付けで公開買付応募確約書(以下「本応募確約書」といいます。)を受領し、塚脇氏が保有する対象者の普通株式の全てである207,500株(注4)(議決権比率基準株式数に対する比率:1.24%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権比率基準株式数に対する比率の計算において同じとします。))について、本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。なお、本応募確約書において、塚脇氏による本公開買付けへの応募についての前提条件の定めはありません。

(注4) 塚脇氏は、対象者の役員持株会の会員であり、役員持株会を通じた持分として11,954株(小数点以下を切り捨て、議決権比率基準株式数に対する比率:0.07%)に相当する対象者の普通株式を間接的に保有しておりますが、本応募確約書において塚脇氏が応募する旨の確約をしている同氏の所有株式数には、当該役員持株会を通じた持分として間接的に保有している対象者普通株式(11,954株)は含まれておりません。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式数の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者に対して下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続きの実行を要請し、公開買付者が、対象者の発行済株式数の全てを取得することを予定しております。

また、対象者が平成27年3月23日付けで公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は平成27年3月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨すること、新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねることについて決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て対象者の普通株式を非公開化することを企図していること及び対象者普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであるとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、風力発電所の開発及び風力発電による売電事業を展開することを目的として平成11年7月に設立され、その後平成15年3月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に株式を上場し、平成26年8月に市場選択により東京証券取引所市場第二部に指定替えしております。現在は、再生可能エネルギー関連事業として、国内においては、対象者並びに連結子会社である二又風力開発株式会社、銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社、株式会社MJウィンドパワー市原及び南房総風力開発株式会社の計5社による売電事業を中心とし、イオスエンジニアリング＆サービス株式会社による国内風力発電所の保守・管理業務、イオスエナジーマネジメント株式会社における太陽光発電所監視システム及び空調機器のコントロールにより電力のピークカットと使用電力量の削減を行うオートデマンドコントロールシステムの販売・保守業務を展開しております。また、連結子会社であるエネルギー戦略研究所株式会社において、環境・エネルギー分野における中長期的戦略、新規事業分野の調査、M&Aの調査、検討等に取り組んでおります。

対象者は従前より政府による新エネルギー導入に対する補助金を活用した風力発電事業の展開を行ってまいりましたが、平成21年9月の政権交代に伴い風力発電の導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、法案審議の過程が長期化し、平成24年7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特措法」といいます。）が施行されるまでの3年間において、国内における新規の風力発電所建設計画は長期間ストップしている状況が続き、対象者は資金繰りの悪化等を余儀なくされました。かかる状況を受けて、対象者グループでは、バランスのとれた財務基盤の再構築と資金繰りの改善のため、連結子会社であった一部の風力発電子会社及び新規風力発電所の開発案件について株式譲渡や事業譲渡を行うとともに有利子負債を圧縮してまいりましたが、現在においても、多数の債権者から、複数の借入を行っており、それぞれの借入契約を遵守するために、対象者は、グループ全体として資金の効率的な使用ができず、企業価値向上の観点からも最適な資金配分が図れないなどの問題に直面しております。

平成21年以降、風力発電の導入促進のための補助金制度の縮小・廃止が進み、同業他社が新規風力発電所の開発案件の発掘を控える中、対象者においては継続して案件発掘に取り組んできた結果、対象者は、新規風力発電所の開発案件として、北海道及び東北地方を中心として13案件を確保しております。本来ならば、これらの新規風力発電所の開発案件に対し、自ら大きな設備投資を行い随時風力発電所の建設に取り掛かることが、企業価値の向上に繋がると考えられますが、現状のように多数の債権者から複数の借入を行っている状況では、これらに必要な資金を確保することが容易ではなく、企業価値の向上の障害となっております。

また、再生可能エネルギー特措法に基づく風力発電に係る買取価格が平成27年度も22円/kWh（税別）を維持される見通しであり、これに伴い風力発電所の新設が見込まれることに加え、風力発電設備への保守管理メンテナンスの法令化などの流れもあり、国内風力発電所の保守・管理業務を営むイオスエンジニアリング＆サービス株式会社においては、これらの外部環境が同社の事業にとって追い風となることを見込んでおります。イオスエンジニアリング＆サービス株式会社においては、メンテナンス人員の増加、風力発電所の保守・管理業務における高度な専門知識を持つ人材の確保・育成並びに風車技術の先進国であるヨーロッパのメンテナンス会社との協力関係を保ちながらその風車の検査や補修に関する先進技術の導入を進めることなどをはじめとする、メンテナンス体制及び技術の一層の強化を図ることにより、新規の顧客獲得などの収益の拡大を望めるタイミングであると認識しております。しかしながら、これについても上記の資金上の制約からメンテナンス体制及び技術の一層の強化を図ることが十分にできない状況にあります。

加えて、経年劣化や自然事故等による故障に伴う稼働停止風車につきましても、上記の資金上の制約から、タイムリーな修繕ができないなど非効率な施設操業をせざるを得ない状況となっております。一方で、対象者が在庫として保有する蓄電池については、平成22年に蓄電池制御システムの海外向けの販売可能性や国内風力発電所における蓄電池の活用可能性があるかと判断し蓄電池を購入いたしました。平成23年に他社において発生した同種の蓄電池の火災事故及びその後の蓄電池改修手続の影響もあり、国内外における販売や国内風力発電所での活用などの処理が思うように進んでおらず、未払金となっているその蓄電池代金の支払に伴う今後の資金負担や保管費用の負担も大きな課題であると認識しています。

そこで、対象者の代表取締役である塚脇氏は、これらの問題を解決すべく、限られた資金を有効活用し、対象者が中長期的観点に立ち企業価値向上をより一層推進するため、債務の圧縮及び財務体質の健全化をはじめとする抜本的な経営改革が不可欠であるとの結論に達したとのことです。

具体的には、塚脇氏は、蓄電池在庫の早期処理を実現することによりその売却代金を債務弁済に充てることで未払金債務を圧縮するとともに、意見調整が容易になるよう金融機関との取引関係の見直しを含むリファイナンスを実施し、財務体質の健全化を図ることによりグループ全体として資金の効率的な使用ができる体制を確保する必要があると認識しているとのことです。

さらに、塚脇氏は、対象者の財務体質の健全化を図ることで資金を確保し、故障に伴い稼働停止している風車の早期修繕を行うことにより、対象者の収益力のベースである既存発電所の収益を改善させること、新規風力発電所の開発案件について、その開発及び建設を推進すること、並びに 発電所の長期間にわたる安定的な収益を実現するために不可欠なメンテナンス体制及び技術の一層の強化を推進することをはじめとする抜本的経営

改革を実施することで、対象者の事業活動の安定化と企業価値の向上を図ることを検討しているとのことです。一方で、塚脇氏は、上記施策に関連して、蓄電池在庫の処理については元々流動性が低い商品であるがために、早期の資金化を図った場合には損失を伴う売却となる可能性があり、上記の故障に伴い稼働停止している風車の修繕費と併せて、早期に実行すれば、利益水準の大幅な低下につながる可能性があるとの認識しているとのことです。

塚脇氏は、これらの改革は短期的には対象者の利益水準の大幅な低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、これらの改革を対象者が上場を維持したまま実施した場合には、対象者の株主の皆様に対して短期的に対象者株価の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できないとし、対象者が上場を維持したまま実施することは難しいと考えているとのことです。一方で、塚脇氏は、かかるリスクを最小限に抑えるために、これらの改革を縮小し、先延ばしにすることは、対象者の長期的な競争力・収益力を弱めることにつながる可能性があるとの認識に至り、対象者の株主の皆様がマイナスの影響が及ぶことを回避し、短期的な業績変動に動じることなく、中長期的に対象者が持続的な企業価値向上を実現させていくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法によって、対象者の普通株式を非公開化し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって対象者の経営改革の実行及び事業の積極展開に取り組むことが最善の手段であると考えに至ったとのことです。また、塚脇氏は、マネジメント・バイアウト（MBO）により所有と経営を一定の範囲で一致させることにより、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記各施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えているとのことです。

そして、塚脇氏は、このようなマネジメント・バイアウト（MBO）を行うに当たってはスポンサーの選定が必要と考え、平成26年11月頃より、ベインキャピタル及び第三者との間で本取引について検討を開始し、交渉を進めていました。また、塚脇氏は、平成26年11月17日に、対象者の代表取締役専務である小田耕太郎（以下「小田氏」といいます。）に対し、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現のためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の実施が最善の手段であるとの提案を行い、同氏らとの間で予備的な協議を重ねました。その上で、ベインキャピタルが、世界中で300社以上の豊富な投資実績と経験を有すること、経営コンサルティングバックグラウンドを活かし、投資先企業の事業改善に向けた事業戦略の策定及び実行支援に強みを有することに着目し、対象者の経営改革に向けた諸施策の実行のため、ベインキャピタルを対象者の経営改革を推進するスポンサーとして選定したとのことです。その上で、塚脇氏は、平成26年12月頃から、本取引の一環として本公開買付けを実施することに関し、買付け等の価格の考え方その他本公開買付けの条件についてベインキャピタルとの間で協議を開始し、塚脇氏とベインキャピタルの対象者に対する共同経営体制、本取引実施後の対象者の経営のあり方・基本方針等につき協議を重ねてきたとのことです。そして、ベインキャピタルは、塚脇氏との協議及び対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、平成27年1月19日にマネジメント・バイアウト（MBO）に関する意向表明書を対象者へ提出し、平成27年2月6日付けで、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

その後、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成27年3月23日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、対象者の代表取締役社長である塚脇氏は、本取引後も、継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

また、塚脇氏とBCJ-23は（注5）、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役は5名とし、BCJ-23が指名する者3名と塚脇氏が現在の対象者取締役から指名する者2名（塚脇氏を含みます。）で構成すること、及び当初の代表取締役社長を塚脇氏とすることに合意しております。なお、対象者の取締役の構成を上記のように変更する場合には、対象者の定款を、対象者の各取締役が、取締役会を招集する権限、及び取締役会決議に基づき株主総会を招集する権限を有するように変更する予定です。

さらに、対象者に最高経営責任者（CEO）、財務責任者（CFO）などを中心とした分野毎の責任者から構成される執行役員会を設置する予定であり、最高経営責任者（CEO）は塚脇氏が兼務、財務責任者（CFO）はBCJ-23が指名する予定です。なお、最高経営責任者（CEO）及び財務責任者（CFO）以外の責任者については、基本的には、既存の責任者に引き続きご留任いただくことを前提としております。

（注5） 塚脇氏とBCJ-23は、両者で公開買付者の全ての株式を保有していますので、塚脇氏とBCJ-23の合意内容は、公開買付者における決定事項となることを意味します。以下の経営委任契約等に関する記載について同じです。

また、公開買付者は、対象者単独で金融機関との取引関係の見直しを含むリファイナンスを実施することは容易ではないと考えており、公開買付者が資金調達（以下「本件事業資金調達」（注6））を行います。（ ）公開買付者が対象者グループに対する金融機関の貸付債権を譲り受けること（以下譲り受けた債権を「既存金融機関債権」といいます。）、並びに、（ ）公開買付者が対象者に対して貸付けを行い、当該貸付金を原資として対象者グループの既存の借入金及び社債を返済又は償還すること（以下「本件事業資金再構築」といいます。）を想定しております。公開買付者は、本件事業資金再構築により、対象者グループの主要な資金調達を本

件事業資金調達に集約でき、金融機関との意見調整が容易になると考えております。なお、本完全子会社化（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）前においては、本件事業資金調達には対象者の資産を担保とすることは予定されておりませんが、本完全子会社化が行われた場合には、本件事業資金調達に係る金融機関の要請に応じて対象者の資産を担保提供する予定です（但し、既存金融機関債権を被担保債権とする担保権の対象となっている資産については、引き続き既存金融機関債権の担保の対象となります。）。

（注6） 公開買付者は、対象者グループに貸付を行っている主要な金融機関等からの借入及び対象者グループの風力発電事業に係る事業パートナーからの議決権のない優先株式での出資により、本件事業資金再構築のために必要な資金を調達することを予定しています。

また、本取引後、公開買付者は、塚脇氏と共同して、故障に伴い稼働停止している風車の早期修繕を行うことにより、対象者の収益力のベースである既存発電所の収益を改善させること、新規風力発電所の開発案件について、その開発及び建設を推進すること、及び発電所の長期間にわたる安定的な収益を実現するために不可欠なメンテナンス体制及び技術の一層の強化を推進することをはじめとする対象者の経営改革を実施する予定です。

なお、上記の新規風力発電所の開発との関係では、本件事業資金再構築の枠組みの中で、蓄電池在庫の早期処理を実現することにより財務体質の一層の健全化を進めていくとともに、今後、新たな資金調達の手を検討していく必要があると考えております。

塚脇氏との合意

・応募確約書

本公開買付けに関連して、公開買付者は、塚脇氏から、平成27年3月23日付けで本応募確約書を受領し、塚脇氏が保有する対象者の普通株式の全てである207,500株（議決権比率基準株式数に対する比率：1.24%）について、本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。なお、本応募確約書において、塚脇氏による本公開買付けへの応募についての前提条件の定めはありません。

・経営委任契約等

BCJ-23は、塚脇氏との間で、以下の内容を含む、本取引後に対象者の経営を委任する経営委任契約を平成27年3月23日付けで締結しております。

- (a) 塚脇氏は、本取引後対象者における取締役の地位を原則として最低限5年間、及び代表取締役社長たる地位を原則として最低限1年間認められ、その地位を最低限5年間辞任しないものとし、再任された場合は受任する。
- (b) 塚脇氏は、対象者における業務に専念する義務を負い、役員及び従業員としての地位の全てを失った日から2年間対象者の事業と同一の事業又は対象者の事業と競合する事業を行わず、かかる事業を行う事業者の役員等に就任しない義務（競業避止義務）を負う。
- (c) 塚脇氏は、本取引後最初の1年間、対象者の経営の委任の報酬として本取引前の対象者における報酬額と同額の報酬を受ける。
- (d) 本取引後、BCJ-23の発行済株式の5%（完全希薄化後）に相当するBCJ-23株式を目的とする新株予約権を、業績連動型ストック・オプションとして対象者の役職員（塚脇氏を含む。）に対して付与する。
- (e) BCJ-23及び塚脇氏は、対象者の取締役会を通じて設定する経営目標を達成するために全力を尽くし、BCJ-23は、当該経営目標の管理及び進捗状況のチェックのため、対象者の執行役員として財務責任者（CFO）1名を指名できることとし、加えて対象者の執行役員会にオブザーバーを派遣できる。

また、BCJ-23と塚脇氏は、公開買付者の株主として平成27年3月23日付けで株主間協定書を締結し、公開買付者のガバナンス体制について合意しており、公開買付者の議決権比率は、BCJ-23と塚脇氏でそれぞれ50%ずつ保有する予定です。なお、BCJ-23は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当するために、公開買付者の議決権のない優先株式を引き受けることを予定しております。そして、BCJ-23は、優先株式の一部を塚脇氏に譲渡することを予定しておりますが、当該譲渡における譲渡価額の適正性を担保するため、当該譲渡価額は優先株式にかかる払込金額と同額になるよう算定する予定です。

塚脇氏以外の対象者取締役との協議状況

なお、塚脇氏以外の対象者の取締役である稲川泰弘氏、小田氏及び松島聡氏並びに公開買付者の間で、本書提出日現在、本公開買付け後の対象者の経営関与に関する協議や対象者の株券等の本公開買付けへの応募に関する合意はなされておらず、また、対象者の監査役である石川毅氏、小海正勝氏及び藤原俊雄氏並びに公開買付者の間でも、本書提出日現在、本公開買付け後の監査役としての地位継続に関する協議や対象者の株券等の本公開買付けへの応募に関する合意はなされておられません。なお、本書提出日現在、塚脇氏以外の対象者の役員からその保有する対象者の株券等について本公開買付けへ応募する旨の意向は示されておらず、公開買付者は、塚脇氏以外の対象者の役員が本公開買付けに応募するか否かは確認していません。

また、塚脇氏を除き、本書提出日現在の対象者の役員は、対象者、公開買付者に対する出資を予定していません。

(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

公開買付者による本公開買付け価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格の決定過程等につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」欄をご参照下さい。

(4) 本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者における第三者委員会の設置

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」欄をご参照下さい。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより発行済みの対象者普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記の一連の手続きにより、発行済みの対象者普通株式の全てを取得すること(以下「本完全子会社化」といいます。)を予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の定款に対し、対象者が発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること(但し、当該別個の種類の株式について上場申請は行わない予定です。)のそれぞれの付議議案を含む臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続きの実行に際して、臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記の定款一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は対象者に対し、臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を付議議案に含む種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催することを要請する予定です。なお、上記の各手続きが実施された場合には、公開買付者

は、臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続き及び実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、発行済みの全ての対象者普通株式に全部取得条項が付された上で、その全ては対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が発行済みの対象者普通株式の全てを所有することになるよう、公開買付者以外を対象者の株主に対し交付しなければならない別の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。上記手続きに関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記の各手続きに代えて、改正会社法（注）に基づき、対象者普通株式の併合を議案とする臨時株主総会の開催を対象者に要請し、株式の併合によって対象者の株主（公開買付者を除きます。）の保有する株式の数を1株に満たない端数とする方法により、本完全子会社化を実施する可能性があります。その場合、上記の場合と同様、対象者株主には、当該端数の合計数に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなりますが、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定です。

（注） 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）施行後の会社法をいいます。以下同じです。なお、会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第16号）によれば、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）は平成27年5月1日に施行される予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続きを实践するよう要請する予定です（なお、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」「算定の基礎」の「新株予約権」に記載のとおり、対象者は、平成27年3月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、第7回新株予約権及び第8回新株予約権に付された対象者が取締役会決議により各新株予約権を取得する権利（以下「本取得条項」といいます。）に基づき、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全てを取得することを決議しております。）。

また、上記一連の手続きについては、本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の総株主の議決権の10分の9以上を保有し、改正会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、改正会社法第2編第2章第4節の2の規定による株式等売渡請求により対象者の発行済普通株式及び本新株予約権（但し、本公開買付けが成立した場合に対象者が本取得条項に基づき取得する第7回新株予約権及び第8回新株予約権を除きます。）の全てを取得する可能性もあります。その場合には、公開買付者は、株式等売渡請求によりその有する対象者の発行済普通株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」といいます。）に対して当該株式（以下「売渡株式」といいます。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法、売渡株式の対価に係る金銭の割当てに関する事項、株式等売渡請求によりその有する対象者の本新株予約権を売り渡す新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」といい、売渡株主と売渡新株予約権者を総称して「売渡株主等」といいます。）に対して当該新株予約権（以下「売渡新株予約権」といい、売渡株式と売渡新株予約権を総称して「売渡株式等」といいます。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法、当該対価に係る金銭の割当てに関する事項、及び売渡株式等を取得する日（以下「取得日」といいます。）等改正会社法第179条の2第1項各号の事項を決定の上、対象者に通知し、対象者の取締役会決議により承認を受けることが必要になります。なお、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び改正会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合、対象者の取締役会は公開買付者による株式等売渡請求を承認する予定とのことです。公開買付者による株式等売渡請求が対象者の取締役会決議により承認された場合には、改正会社法第179条の4第1項に基づく対象者から売渡株主等に対する通知をもって売渡株主等に対し株式等売渡請求がなされたものとみなされることになり、公開買付者は取得日に売渡株式等の全てを取得することになります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）に対

して売渡しの対価として交付する対象者株式 1 株当たりの金銭の額及び本新株予約権 1 個当たりの金銭の額は、本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格と同一になるよう算定される予定です。また、株式等売渡請求がなされた場合には、改正会社法第179条の 8 その他の関係法令の定めに従って、売渡株主等は、売渡株式等の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による売渡株式等の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。以上の場合における具体的な手続き及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式の全てを取得することを企図しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年 3 月24日（火曜日）から平成27年 5 月 8 日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	平成27年 3 月24日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式	1株につき金580円
新株予約権証券	第4回新株予約権 第5回新株予約権 第6回新株予約権 第7回新株予約権 第8回新株予約権	1個につき金1円 1個につき金1円 1個につき金1円 1個につき金1,395円 1個につき金1円
新株予約権付社債券	-	
株券等信託受益証券 ()	-	
株券等預託証券 ()	-	
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。普通株式及び新株予約権それぞれについての分析内容は以下のとおりです。 普通株式 公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年3月20日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値(463円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値478円(小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値445円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値450円の推移を参考にいたしました。さらに、過去3年間に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、平成27年3月23日に本公開買付価格を580円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年3月20日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値463円に対して25.27%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、過去1ヶ月間(平成27年2月23日から平成27年3月20日まで)の終値の単純平均値478円に対して21.34%、同過去3ヶ月間(平成26年12月22日から平成27年3月20日まで)の終値の単純平均値445円に対して30.34%、同過去6ヶ月間(平成26年9月22日から平成27年3月20日まで)の終値の単純平均値450円に対して28.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成27年3月23日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値543円に対して6.81%のプレミアムを加えた価格となっております。なお、対象者プレスリリース及び公開買付者の平成27年3月23日付けプレスリリース「日本風力開発株式会社株券等(証券コード2766)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」は、平成27年3月23日午前8時15分に公表されており、上記平成27年3月23日の終値は、本公開買付けに関する公表内容を反映した価格となります。 新株予約権 本新株予約権のうち、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権は、いずれもストック・オプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、新株予約権者について、対象者又は対象者の子会社若しくは関係会社の役員又は使用人の地位と関連した条件が設けられていることに照らすと、公開買付者が第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を取得したとしても、これらを行行使することができないことから、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しています。	

	また、本新株予約権のうち、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、本取得条項が付されています。第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、対象者の資金調達策として発行されたものですが、本取引が実行される場合には、対象者は、新株予約権行使に伴う資金調達の必要性はなくなります。そのため、対象者は、平成27年3月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、本取得条項に基づき、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全てを取得することを決議したとのことです。本取得条項に基づき第7回新株予約権及び第8回新株予約権を取得した場合の対価は、あらかじめ、第7回新株予約権については1個につき1,395円、第8回新株予約権については1個につき1円と設定されています。公開買付者は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を取得したとしても行使することは予定しておらず、本公開買付けにおける買付け等の価格については、本取得条項が行使された場合の対価と同額とするのが合理的であると考えられますので、公開買付者は、第7回新株予約権の買付け等の価格は1個につき1,395円、第8回新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しております。なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の保有者は、新株予約権を行使し対象者の普通株式を取得した上で本公開買付けに応募することが可能ですので、上記の買付け等の価格の設定により、経済的な不利益を受けることはないと考えております。
算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格の決定に至る経緯) 塚脇氏は、平成26年11月頃よりベインキャピタル及び第三者との間で対象者株式の非公開化に関する具体的な検討を開始し、ベインキャピタルが、世界中で300社以上の豊富な投資実績と経験を有すること、経営コンサルティングバックグラウンドを活かし、投資先企業の事業改善に向けた事業戦略の策定及び実行支援に強みを有することに着目し、経営改革に向けた諸施策の実行のため、ベインキャピタルを対象者の経営改革を推進するスポンサーとして選定したとのことです。ベインキャピタルは、塚脇氏との協議及び対象者に対して行ったデュー・デリジェンスの結果を踏まえ、平成27年1月19日にマネジメント・バイアウト(MBO)に関する意向表明書を対象者へ提出し、平成27年2月6日付けで、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。 そして、公開買付者は、本公開買付価格として、対象者に対し、当初1株当たり500円としたい旨の提案を行いました。これに対して、対象者は、第三者委員会に公開買付者関係者(公開買付者、塚脇氏及びベインキャピタルを総称していいます。以下同じです。)を招聘して本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について説明を求め、公開買付者関係者の第三者委員会における説明の内容や当時の直近の株価動向を踏まえ、平成27年1月28日、公開買付者に対して、本公開買付価格を見直すよう要請いたしました。これを受け、公開買付者は、同年2月6日に買付価格を540円としたい旨の再度の提案を行いました。これに対して、対象者は、第三者委員会との協議も行った上で、同年2月13日に、再度買付価格を見直すよう要請するとともに、第三者委員会に公開買付者関係者を再度招聘して説明を求めた上で、同月16日にも買付価格を見直すよう更に要請いたしました。その後、従前の交渉結果及び第三者委員会での協議内容を踏まえ、公開買付者及び対象者の双方による再度の価格交渉を経た後、同月25日、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付価格を1株当たり580円としたい旨の最終提案を行いました。 このように公開買付者は、対象者との間で、継続的に本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について、複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。その上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成27年3月23日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました(当該決定に係る詳細については、前記「3 買付け等の目的」「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」をご参照下さい。)。

また、公開買付者は、本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。が、本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格を以下の経緯により決定いたしました。

普通株式

公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年3月20日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値（463円）、直近1ヶ月間（平成27年2月23日から平成27年3月20日まで）の終値の単純平均値478円、直近3ヶ月間（平成26年12月22日から平成27年3月20日まで）の終値の単純平均値445円及び直近6ヶ月間（平成26年9月22日から平成27年3月20日まで）の終値の単純平均値450円の推移を参考にいたしました。さらに、過去3年間にわたった本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、平成27年3月23日に本公開買付価格を580円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

新株予約権

本新株予約権のうち、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権は、いずれもストック・オプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、新株予約権者について、対象者又は対象者の子会社若しくは関係会社の役員又は使用人の地位と関連した条件が設けられていることに照らすと、公開買付者が第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を取得したとしても、これらを行使することができないことから、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しています。

また、本新株予約権のうち、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、本取得条項が付されています。第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、対象者の資金調達策として発行されたものですが、本取引が実行される場合には、対象者は、新株予約権行使に伴う資金調達の必要性はなくなります。そのため、対象者は、平成27年3月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、本取得条項に基づき、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全てを取得することを決議したとのことです。本取得条項に基づき第7回新株予約権及び第8回新株予約権を取得した場合の対価は、あらかじめ、第7回新株予約権については1個につき1,395円、第8回新株予約権については1個につき1円と設定されています。公開買付者は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を取得したとしても行使することは予定しておらず、本公開買付けにおける買付け等の価格については、本取得条項が行使された場合の対価と同額とするのが合理的であると考えられますので、公開買付者は、第7回新株予約権の買付け等の価格は1個につき1,395円、第8回新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しております。なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の保有者は、新株予約権を行使し対象者の普通株式を取得した上で本公開買付けに応募することが可能ですので、上記の買付け等の価格の設定により、経済的な不利益を受けることはないと考えております。

(本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。) に対し対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年3月20日付けで株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。) を取得したとのことです。なお、ブルータスは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

ブルータスは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者の代表取締役専務である小田氏から、対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提条件の下で、対象者普通株式の価値を算定したとのことです。なお、対象者は、ブルータスから、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ブルータスは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者普通株式が上場しており、株式市場において形成された客観的な価値を表すことができることから市場株価法を、また、対象者の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点からディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。) を採用し、これら各手法に基づき、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。ブルータスが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	445円から478円
DCF法	381円から610円

まず、市場株価法では、直近6ヶ月における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成27年3月20日を基準日として、対象者普通株式の直近1ヶ月の株価終値単純平均値478円、直近3ヶ月の株価終値単純平均値445円、直近6ヶ月の株価終値単純平均値450円及び、平成27年2月12日に行われた対象者の平成27年3月期第3四半期決算の発表が株価に影響を与える重要事実の一つと考えられることから、当該事実公表の翌営業日である平成27年2月13日から平成27年3月20日までの株価終値単純平均値473円をもとに、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を445円から478円までと算定しているとのことです。

次に、DCF法では、ブルータスは、対象者の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて考慮した平成27年3月期から平成34年3月期までの対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くこと等により企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を381円から610円までと算定しております。割引率(加重平均資本コスト)は、3.56%~3.65%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。なお、かかる対象者の財務予測は、対象者単独で上場を維持したまま事業を継続することを前提としたものであり、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

本取引においては、ペインキャピタルの信用補完を得た上で、金融機関との取引関係の見直しを含むリファイナンスを実施し、財務体質の健全化を図ることによりグループ全体として資金の効率的な使用ができる体制を確保すること、さらに、故障に伴い稼働停止している風車の早期修繕を行うことにより、対象者の収益力のベースである既存発電所の収益を改善させること、新規風力発電所の開発案件について、その開発及び建設を推進すること、並びに発電所の長期間にわたる安定的な収益を実現するために不可欠なメンテナンス体制及び技術の一層の強化を推進することをはじめとする抜本的経営改革を実施することを検討しているとのことです。

しかしながら、対象者は、上記「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「本公開買付けの背景等」に記載した状況を踏まえ、対象者単独で金融機関との取引関係の見直しを含むリファイナンスを実施することは容易ではないものと考えているとのことです。そのため、対象者の財務予測においては、新規風力発電所の開発案件につきましては、株式又は事業の全部譲渡乃至は共同事業化を伴う株式の一部譲渡により得られる資金を、故障に伴い稼働停止している風車の修繕資金に充当する事業計画としており、上記乃至の経営改革の実現は不確実性が高いものとして、事業計画には見込んでいないとのことです。

上記のとおり、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、平成28年3月期において対象者が在庫として保有する蓄電池の売却を行うこととしており、当該蓄電池の売却額については、一定のレンジを仮定しているとのことです。これにより、平成28年3月期におけるその財務予測において、売上高の増加、上記蓄電池売却想定額のレンジの下限にあつては営業利益の大幅な減少を見込んでいるとのことです。また、新規風力発電所の開発案件につきましては、平成27年3月期から平成29年3月期の間において、株式又は事業の全部譲渡乃至は共同事業化を伴う株式の一部譲渡により得られる資金を、故障に伴い稼働停止している風車の修繕資金に充当することを想定しているとのことです。これにより、平成28年3月期及び平成29年3月期におけるその財務予測において、売上高、営業利益及びEBITDAの大幅な増加を見込んでいるとのことです。一方、平成35年3月期以降については、法定耐用年数を迎える発電設備に対する設備更新のための投資が必要になると見込んでおり、減価償却費と同額の範囲内で設備更新のための投資を行うことを前提としているため、フリー・キャッシュ・フローが減少することを見込んでいるとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年 3月期 (3ヵ月)	平成28年 3月期	平成29年 3月期
売上高	3,522	12,285～15,102	10,431
営業利益	1,682	85～2,732	2,569
EBITDA	2,373	2,468～5,285	5,125
フリー・キャッシュ・フロー	2,295	3,235～6,632	5,270～5,303

	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期
売上高	7,850	7,492	7,562
営業利益	981	843	990
EBITDA	3,533	3,394	3,541
フリー・キャッシュ・フロー	3,579～3,612	3,097～3,135	2,990～3,183

	平成33年 3 月期	平成34年 3 月期	平成35年 3 月期以降
売上高	7,562	7,562	7,562
営業利益	1,126	1,176	1,176
EBITDA	3,677	3,727	3,727
フリー・キャッシュ・フロー	3,076～3,111	3,109	670

以上より、対象者株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、市場株価法では445円から478円、DCF法では381円から610円と算定されているとのことです。対象者取締役会は、ブルータスより、対象者普通株式の価値に関する算定手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、ブルータスによる上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。

なお、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関しては、対象者はブルータスより算定書も公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）も取得していないとのことです。

なお、対象者が、平成26年8月29日に公表しております「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」における業績予想の下方修正につきましては、平成25年3月29日に証券取引等監視委員会が、対象者が提出した第10期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法（平成10年法律第130号。その後の改正を含みます。）第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行い、平成26年8月28日に金融庁により課徴金納付命令の決定がなされたことを受けて、東京証券取引所の適時開示基準に従い開示したものであるとのことです。また、一般的に業績予想の下方修正を行った場合、市場株価が下落する傾向にあるため、本公開買付価格を下げることを目的として行われたものとの疑義が生じ得ますが、当該業績予想の下方修正は、本取引についての検討開始前の発生事実に基づくものであり、本取引に関連して又は本取引を意図して行われたものではないとのことです。なお、上記平成26年8月29日は、ブルータスによる対象者普通株式の株式価値算定の対象となる期間に含まれておりません。

また、これに関連して、証券取引等監視委員会から平成25年3月29日付けで対象者が提出した第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、対象者は、平成25年4月12日に関東財務局長より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため対象者は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付けで第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。かかる有価証券報告書の訂正命令について対象者として承服することができないため、対象者は、平成25年4月18日付けで東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令の取消訴訟を提起しております。また、対象者の被った損害について賠償を求めため、平成25年7月12日付けで国家賠償法（昭和22年法律第125号。その後の改正を含みます。）に基づく国家賠償請求訴訟も提起しております。さらに、課徴金納付命令の決定についても、対象者として承服することができないため、平成26年9月26日付けで東京地方裁判所に課徴金納付命令決定の取消訴訟を提起しております。

また、併せて、対象者が、平成27年3月23日に公表しております「平成27年3月期通期連結（及び個別）業績予想数値の修正に関するお知らせ」（以下「対象者業績予想修正プレスリリース」といいます。）につきましては、本取引が実現された後においては、ペインキャピタルの信用補完を得てリファイナンスを実施し、財務体質の健全化を図ることで必要資金を確保し、新規の風力発電所の開発及び建設を推進し自社保有することを検討しているため、今期中の実現を目指して進めておりました新規風力発電所の開発案件における株式又は事業の全部譲渡乃至は共同事業化を伴う株式の一部譲渡の交渉につきましては、中断乃至は見直しを行う予定であることから、通期業績予想の修正を行うこととしたとのことです。なお、ブルータスによるDCF法による算定結果は、対象者業績予想修正プレスリリースの影響を加味せずに作成されたものであるとのことです。また、塚脇氏は、対象者業績予想修正プレスリリースの公表に関する対象者取締役会における審議及び決議には関与していないとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして伊藤見富法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の代表取締役社長である塚脇氏が、平成27年2月17日付けで公開買付者の取締役に就任していることから、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当するものであり、構造的な利益相反の問題が存在しえること等を踏まえ、本取引についての検討に慎重を期し、本取引に参加する対象者の代表取締役社長である塚脇氏は対象者による本取引の検討過程には一切関与していないとのことです。

また、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的として、平成27年1月19日に、対象者の業務執行を行う経営陣から独立している対象者の社外監査役、公開買付者及び対象者のいずれからも独立性を有する弁護士及び公認会計士である委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、現対象者の社外監査役である小海正勝氏及び藤原俊雄氏、弁護士の国谷史朗氏（委員長）並びに公認会計士の佐野哲哉氏の4名を選定したとのことです。）を設置したとのことです。そして、対象者は、平成27年1月22日に、当該第三者委員会に対して、（ ）(a)対象者の発行済普通株式及び本新株予約権を取得するための公開買付者による本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか、(b)本公開買付けの買付条件（本公開買付けに係る買付け等の価格を含む。）が妥当であるか、(c)本公開買付けにおいて手続の適正性及び公正性が保たれているか等の観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明すること及び対象者株主等に対し本公開買付けへの応募を勧めることは妥当か、（ ）本公開買付け後に予定される本完全子会社化において、少数株主の利益への十分な配慮がなされているかについて諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出すること（以下、総称して「本委嘱事項」といいます。）を委嘱したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者における第三者委員会は平成27年1月22日から平成27年3月20日までに合計10回開催され、上記の本委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には（ ）公開買付者関係者及び対象者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、（ ）公開買付者関係者との面談によるインタビュー調査、（ ）対象者取締役、ブルータス及び伊藤見富法律事務所との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の内容、本取引の背景、本取引の意義・目的、対象者の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、公開買付価格算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、公開買付者及び対象者の状況、公開買付者及び対象者が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、開示の適正性その他本取引に関連する事項について、説明を受けるとともに質疑応答を行った上で必要な情報・資料等の収集及び検討を行ったとのことです。

また、第三者委員会は、対象者の取締役から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、対象者の第三者算定機関であるブルータスから、対象者株式価値算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査をしたとのことです。

なお、第三者委員会は、対象者の取締役から、対象者のリーガル・アドバイザーである伊藤見富法律事務所から対象者が得た、対象者における、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容についても説明を受け、検討をしたとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本委嘱事項について慎重に協議及び検討した結果、平成27年3月20日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提の下、委員全員の一致で決議の上、大要以下の内容の答申書を提出したとのことです。

(a) 対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧めることは妥当である。

(b) 本完全子会社化において、少数株主の利益に十分配慮されている。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、ブルータスから提出された対象者株式価値算定書、伊藤見富法律事務所から得た法的助言及び第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の普通株式を非公開化することにより対象者の資本を再構成し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が丸となって対象者の経営改革の実行及び事業の積極展開に取り組むことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有益であるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成27年3月23日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名）全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会において、決議に参加した取締役全員一致の意見により、本新株予約権については、対象者は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性について検討を行っており、また第7回新株予約権及び第8回新株予約権以外の本新株予約権はいずれも対象者又は対象者子会社の役職員に対するストック・オプションとして付与されたものであることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、特別利害関係人である塚脇氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る審議及び決議には、一切参加しておらず、また、対象者の立場においてペインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨すること、新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

	なお、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを一切禁止するような合意を行っておりません。 また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を11,198,400株（議決権比率基準株式数に対する比率：66.67％）としており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。本公開買付け開始時点で、公開買付者が応募されることが確実であると見込んでいる株式は、塚脇氏保有の207,500株（議決権比率基準株式数に対する比率：1.24％）のみであり、本公開買付けは、その他の約10,990,900株（議決権比率基準株式数に対する比率：65.43％）を保有する株主・新株予約権者が応募しない限り、成立しないこととなります。このように、多数の株主・新株予約権者の皆様からの応募が得られることが本公開買付けの成立条件となっており、本公開買付けは、対象者の株主・新株予約権者の皆様の意思を尊重する内容と考えます。
--	---

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,759,100（株）	11,198,400（株）	—（株）

- （注１） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,198,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,198,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、議決権比率基準株式数の3分の2に相当する株式数（単元未満株式である100株未満を切り上げ）となります。
- （注２） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数（18,759,100株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数（16,006,000株）に、対象者第15期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第4回新株予約権（1,162個）、第5回新株予約権（10個）、第6回新株予約権（954個）、及び第8回新株予約権（17,500個）並びに対象者が平成26年12月1日付けで公表した「第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ」に記載された第7回新株予約権（7,905個）の目的となる対象者普通株式の数（合計2,753,100株）を加えた株式数（18,759,100株）になります。なお、対象者によれば、第4回新株予約権（1,162個）、第5回新株予約権（10個）、第6回新株予約権（954個）、第7回新株予約権（7,905個）及び第8回新株予約権（17,500個）の数は、平成26年12月31日現在では変動はなかったとのことです。
- （注３） 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	187,591
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	19,626
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月24日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月24日現在)(個)(g)	2,194
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	159,161
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(18,759,100株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者第15期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第4回新株予約権(1,162個)、第5回新株予約権(10個)、第6回新株予約権(954個)、及び第8回新株予約権(17,500個)(対象者によれば、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、及び第8回新株予約権の個数はその後本書提出日現在に至るまで変動はないとのことです。なお、対象者が平成27年3月23日付けで公表した「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使に関するお知らせ」によれば、第7回新株予約権は平成27年3月23日までにその全てが行使され、同日現在未行使の第7回新株予約権の個数は0個とのことです。)の目的となる対象者普通株式の数(合計1,962,600株)に係る議決権の数(19,626個)を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月24日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月24日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成26年11月12日に提出した第16期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者の発行している全ての普通株式及び全ての新株予約権を公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(16,006,000株)に、対象者第15期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第4回新株予約権(1,162個)、第5回新株予約権(10個)、第6回新株予約権(954個)、及び第8回新株予約権(17,500個)並びに対象者が平成26年12月1日付けで公表した「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に関するお知らせ」に記載された第7回新株予約権(7,905個)の目的となる対象者普通株式の数(合計2,753,100株)を加えた株式数(18,759,100株)に係る議決権の数(187,591個)を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。なお、対象者によれば、第4回新株予約権(1,162個)、第5回新株予約権(10個)、第6回新株予約権(954個)、第7回新株予約権(7,905個)及び第8回新株予約権(17,500個)の数は、平成26年12月31日現在では変動はなかったとのことです。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本取引に関して、平成27年3月19日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、本取引に関しては、原則として平成27年4月18日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、()公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令の事前通知を受けた場合、()措置期間が満了しない場合、若しくは、()公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、平成27年3月23日付けで、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回等することがあります。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る普通株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者から発行される「譲渡承認通知書」、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類を、それぞれ公開買付代理人にご提出いただく必要があります。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等
（氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの。）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等
（名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業内容の記載のあるもの。）

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの。法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの。）

法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合には、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じた書類又は日本国若しくは外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載のあるもの）の提出が必要となります。

（注2） 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

- (注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- (注4) 特別口座からの振替手続
上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者:

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	10,880,278,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	8,200,000
合計(a) + (b) + (c)	11,008,478,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(18,759,100株)に1株当たりの買付価格(580円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
B C J - 2 3 による普通株式の引受けによる出資（注１）	2,475
B C J - 2 3 によるＡ種優先株式の引受けによる出資（注１）	11,490,000
塚脇氏による普通株式の引受けによる出資（注２）	2,475
計(d)	11,494,950

（注１） 公開買付者は、普通株式の引受けによる出資及びＡ種優先株式の引受けによる出資の裏づけとして、平成27年３月23日付けで、ＢＣＪ－２３から、11,492,475千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、（ ）ＢＣＪ－２３は、Bain Capital Breeze Hong Kong Limitedより、ＢＣＪ－２３に対して11,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、（ ）Bain Capital Breeze Hong Kong Limitedは、Bain Capital Breeze Cayman, L.P.（以下「BC Breezeファンド」といいます。）より、Bain Capital Breeze Hong Kong Limitedに対して11,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、（ ）BC Breezeファンドは、Bain Capital Asia Fund II, L.P.（以下「BC Asia IIファンド」といいます。）より、BC Breezeファンドに対して11,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しています。

BC Asia IIファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC Asia IIファンドに対する出資コミットメントは、主として国際的な金融機関、公的年金基金、財団、ファンド・オブ・ファンズ及び政府系投資機関等の機関投資家であるBC Asia IIファンドのリミテッド・パートナー（以下「BC Asia IIファンドLP」といいます。）によって行われています。BC Asia IIファンドLPは、それぞれBC Asia IIファンドに対し一定額（以下「コミットメント金額」といいます。）の金銭出資を行うことを約束しています。BC Asia IIファンドの投資期間内に、BC Asia IIファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital Partners Asia II, L.P.（以下「BC Asia IIファンドGP」といいます。）が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC Asia IIファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC Asia IIファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。また、一部のBC Asia IIファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のBC Asia IIファンドLPはその出資義務を免れるものではなく、BC Asia IIファンドGPは、BC Asia IIファンドが上記BC Breezeファンドへの出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、一定の範囲において、他のBC Asia IIファンドLPがそれぞれのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

（注２） 公開買付者は、上記金額の出資の裏づけとして、平成27年３月20日付けで、塚脇氏から、2,475千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者は、金融機関が発行した残高証明書により、塚脇氏の出資の確実性を確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

11,494,950千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年5月15日(金曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、普通株式については応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の に記載した書類)を応募株主等に対して郵送又は交付することにより返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の合計が買付予定数の下限(11,198,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,198,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(注)未満と見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、令第14条第1項第1号ツに定める「イからソまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、()独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分やその事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が満了しない場合、若しくは、公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は()外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 総額1,368,813,900円。なお、この場合、一株当たりの金額(対象者平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(16,006,000株)を分母として、1円未満の端数を切り上げて計算しております。)は86円となります。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成27年2月6日	商号を株式会社BCJ-24とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目1番1号、資本金25千円とする株式会社として設立
平成27年2月13日	商号をJWDホールディングス株式会社に変更する旨の定款変更

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営むことを目的とする

- (1) 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
- (2) 前各号に付帯する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年3月24日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
25千円	2

(注) なお、BCJ-23及び塚脇氏は本公開買付け成立後決済前に公開買付者に対して11,494,950,000円を限度として出資することを予定しており、これにより公開買付者の資本金の額は最大5,747,475,000円増加する予定です。

【大株主】

平成27年3月24日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
株式会社BCJ-23	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	1	50.00
塚脇 正幸	東京都千代田区	1	50.00
計	-	2	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年3月24日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	杉本 勇次	昭和44年7月11日	平成4年4月 三菱商事株式会社入社 平成12年12月 リップルウッド・ホールディングスLLC入社 平成18年6月 ベインキャピタル・アジア・LLC マネージングディレクター就任(現職) 平成27年2月 公開買付者代表取締役就任(現職)	-
代表取締役	-	塚脇 正幸	昭和34年7月3日	昭和58年4月 三井物産株式会社入社 平成11年7月 対象者代表取締役社長就任(現職) 平成23年1月 イオスエナジーマネジメント株式会社代表取締役(現職) 平成25年11月 風力開発株式会社代表取締役社長就任(現職) 平成26年8月 上北送電株式会社代表取締役社長就任(現職) 平成27年2月 公開買付者代表取締役就任(現職)	1
計					1

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成27年2月6日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

平成27年3月24日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,296 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,296	-	-
所有株券等の合計数	2,296	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数102個を含めております。なお、当該議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月24日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

平成27年3月24日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

平成27年 3月24日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,296 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,296	-	-
所有株券等の合計数	2,296	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数102個を含めております。なお、当該議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年3月24日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

平成27年 3月24日現在

氏名又は名称	塚脇 正幸
住所又は所在地	東京都港区西新橋一丁目4番14号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	日本風力開発株式会社 代表取締役社長 JWDホールディングス株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 日本風力開発株式会社 塚脇 正幸 連絡場所 東京都港区西新橋一丁目4番14号 電話番号 03-3519-7118
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

平成27年 3月24日現在

氏名又は名称	塚脇 幸雄
住所又は所在地	東京都港区西新橋一丁目4番14号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 日本風力開発株式会社 塚脇 正幸 連絡場所 東京都港区西新橋一丁目4番14号 電話番号 03-3519-7118
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（実父）

平成27年3月24日現在

氏名又は名称	塚脇 京子
住所又は所在地	東京都港区西新橋一丁目4番14号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 日本風力開発株式会社 塚脇 正幸 連絡場所 東京都港区西新橋一丁目4番14号 電話番号 03-3519-7118
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（実母）

【所有株券等の数】

塚脇 正幸

（平成27年3月24日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,194（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	2,194	-	-
所有株券等の合計数	2,194	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	-	-	-

（注） 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式11,954株に係る議決権の数119個を含めております。

塚脇 幸雄

（平成27年3月24日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	-	-	-

（注） 塚脇幸雄氏は、小規模所有者に該当いたしますので、塚脇幸雄氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年3月24日現在）（個）(g)」に含めておりません。

塚脇 京子

(平成27年3月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	100 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	100	-	-
所有株券等の合計数	100	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	-	-	-

(注) 塚脇京子氏は、小規模所有者に該当いたしますので、塚脇京子氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月24日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに関連して、公開買付者は、塚脇氏から、平成27年3月23日付けで本応募確約書を受領し、塚脇氏が保有する対象者の普通株式の全てである207,500株(議決権比率基準株式数に対する比率:1.24%)について、本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。なお、本応募確約書において、塚脇氏による本公開買付けへの応募についての前提条件の定めはありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の内容

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成27年3月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨すること、新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねることについて決議をしたとのことです。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照下さい。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けに関連して、公開買付者は、塚脇氏から、平成27年3月23日付けで本応募確約書を受領し、塚脇氏が保有する対象者の普通株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。また、BCJ-23は、塚脇氏との間で、本取引後に対象者の経営を委任する経営委任契約を平成27年3月23日付けで締結しております。詳細については「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「塚脇氏との合意」をご参照下さい。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1 株当たり当期純損益	—	—	—
1 株当たり配当額	—	—	—
1 株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所市場第二部						
月別	平成26年 9 月	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年 1 月	平成27年 2 月	平成27年 3 月
最高株価（円）	588	540	477	461	434	505	543
最低株価（円）	476	416	420	392	396	420	459

（注） 平成27年 3 月については、 3 月23日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日に関東財務局長に提出

事業年度 第15期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日に関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月12日に関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本風力開発株式会社
(東京都港区西新橋一丁目4番14号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 業績予想の修正

対象者は、平成27年3月23日に、「平成27年3月期通期連結（及び個別）業績予想数値の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	9,204	1,353	533	202	13.45
今回修正予想（B）	7,302	385	245	590	37.72
増減額（B-A）	1,902	968	778	388	
増減率（％）	20.7	71.5	-	-	
（ご参考）前期実績 （平成26年3月期）	8,207	1,266	545	373	24.83

平成27年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	4,760	231	135	9.00
今回修正予想（B）	3,862	126	271	17.33
増減額（B-A）	898	357	136	
増減率（％）	18.9	-	-	
（ご参考）前期実績 （平成26年3月期）	3,432	996	862	57.30

(2) 第7回新株予約権の行使

対象者は、平成27年3月23日に、「第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の大量行使に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、第7回新株予約権は平成27年3月23日までにその保有者により全て権利行使がなされ、平成27年3月23日現在における未行使の第7回新株予約権の数は0個とのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。